

福岡県公報

平成23年5月27日
第 3 2 5 9 号

目 次

告 示 (第915号 - 第924号)

○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	1
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課)	1
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村整備課)	2
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	3
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定	(消防防災課)	3
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	3
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	5
公 告		
○落札者等の公示	(県営住宅課)	5
○「学びの道場サイト」開設事業に係る提案の募集	(教育庁義務教育課)	5
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	6
○一般競争入札の実施	(総務事務センター)	8
収用委員会		
○土地収用法に基づく裁決手続の開始	(用地課)	11

雑 報

○審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見
の募集の結果 (保健衛生課) 11

告 示

福岡県告示第915号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成20年10月福岡県告示第1774号須恵都市計画下水道事業須恵公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年5月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施工者の名称
須恵町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
須恵都市計画下水道事業須恵公共下水道
- 3 事業施行期間
平成2年12月26日から平成26年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成20年福岡県告示第1774号の事業地に、次の区域を加える。
粕屋郡須恵町大字植木字白石、字寺浦、字上中野、字立頭、字外園、字坂本、並びに大字旅石字宮の下、字篠堀、字河原、字日焼、字井田、字繁木、字中道、字橋本、字赤坂、字一の浦、並びに大字須恵字原口、字上原、字新原谷、並びに大字新原字道添、字通路谷、並びに大字上須恵字ムカイ、字桜原及び字男島。
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第916号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第47条の6第2項の規定に基づき、軽油

引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月福岡県訓令第16号）第135条の規定により次のように告示する。

平成23年5月27日

福岡県知事 小川 洋

1 特約業者の氏名又は名称

シーエルシータカハシ株式会社

2 主たる事務所又は事業所の所在地

福岡県北九州市門司区浜町1番2号

3 特約業者の指定取消年月日

平成23年4月15日

福岡県告示第917号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成23年5月27日

福岡県知事 小川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
区画整理事業（友枝地区第1換地区）	平成17年12月28日
区画整理事業（友枝地区第2換地区）	平成20年3月28日
区画整理事業（友枝地区第3換地区）	平成20年3月28日
区画整理事業（友枝地区第4換地区）	平成20年3月28日
区画整理事業（友枝地区第5換地区）	平成20年3月28日
区画整理事業（友枝地区第6換地区）	平成20年3月28日
区画整理事業（友枝地区第7換地区）	平成20年3月28日
農道整備事業（友枝地区）	平成20年3月28日
農業用排水施設整備事業（友枝地区）	平成20年3月28日

福岡県告示第918号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出につい

て、同法第8条第1項の規定に基づく意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年5月27日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称（仮称）第2グリーンプラザ

(2) 所在地 福岡県春日市下白水南一丁目27番ほか

2 意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

① 都市計画道路那珂川字美線は現在拡幅事業が実施されています。道路整備後は4車線になり中央分離帯ができるため、進入する場合は、宝町方面からの左折のみとなり、那珂川町方面からの右折はできないと思います。駐車場から出る場合は、那珂川町方面への左折のみになると思われます。

したがって交通解析も変わってくると思います。

② 平日の交通量調査を月曜日に実施されていますが、火、水、木曜日が一般的な平日の交通量調査曜日です。大規模小売店舗立地法では特に問題ないのでしょうか。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

① 市道路敷の安全対策について協議をお願いします。

② 横断歩道は道路交通法によることとなるため、公安委員会以外設置できません。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 防災・防犯対策への協力

意見なし

(5) 騒音の発生に係る事項

意見なし

- (6) 廃棄物に係る事項等
意見なし
- (7) 街並みづくり等への配慮等
意見なし
- (8) その他
意見なし

福岡県告示第919号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年5月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字猪野字牟多田1439番20、1439番28、1442番及び1443番5並びに1439番6の一部及び1443番3の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡久山町大字久原2527番地
株式会社 久原本家
代表取締役 河邊 哲司

福岡県告示第920号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年5月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成23年5月17日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 久留米南ショッピングセンター
(2) 所在地 福岡県久留米市大善寺町宮本456
- 3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
久留米南ショッピングセンター協同組合 代表理事 末安 良一	久留米南ショッピングセンター協同組合 代表理事 池田 幸三郎

福岡県告示第921号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定（平成17年5月福岡県告示第1067号）の一部を次のように改正する。

平成23年5月27日

福岡県知事 小川 洋

「中間ガス株式会社」を削る。

福岡県告示第922号

合河東部第二土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年5月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 退任理事

氏 名	住 所
今 石 福 隆	豊前市大字下川底447番地1
岸 垣 茂	〃 大字中川底139番地
岸 垣 浩	〃 〃 258番地
高 橋 秀 敏	〃 〃 235番地
川 崎 澄 夫	豊前市大字下川底92番地2

恒 成 毅	豊前市大字下川底764番地 1
前 田 高 義	〃 〃 831番地
本 末 留 夫	〃 大字下河内1947番地
静 徳 満	〃 〃 1897番地 1
藤 川 春 男	〃 〃 2112番地 1

2 退任監事

氏 名	住 所
青 木 友 吉	豊前市大字下河内2148番地 1
面ノ明 靖	〃 大字中川底196番地

3 就任理事

氏 名	住 所
今 石 福 隆	豊前市大字下川底447番地 1
岸 垣 茂	〃 大字中川底139番地
岸 垣 浩	〃 〃 258番地
面 村 忠 芳	〃 〃 355番地
川 崎 澄 夫	〃 大字下川底92番地 2
恒 成 毅	〃 〃 764番地 1
前 田 高 義	〃 〃 831番地
本 末 留 夫	〃 大字下河内1947番地
高 橋 國 海	〃 大字山内212番地 1
藤 川 春 男	〃 大字下河内2112番地 1

4 就任監事

氏 名	住 所
青 木 友 吉	豊前市大字下河内2148番地 1
柏 木 秀 信	北九州市八幡西区大浦 2 丁目 5 番 11号

福岡県告示第923号

大河内土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和

24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年 5月27日

福岡県知事 小 川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
村 田 隆 吉	豊前市大字大河内860番地
吉 田 大 助	〃 大字下河内260番地
井手上 武 雄	〃 大字大河内221番地 3
弓 取 陽 市	〃 〃 51番地
松 中 讓	〃 〃 884番地 1
竹 内 義 弘	〃 〃 1198番地
野 山 弘 明	〃 〃 1215番地
竹 内 正 昭	〃 〃 1639番地 2
大 野 弘	〃 〃 1936番地 1
池 田 敏 春	〃 大字天和440番地 1

2 退任監事

氏 名	住 所
吉 田 正 紀	豊前市大字下河内197番地
吉 田 昌 勝	〃 大字天和244番地

3 就任理事

氏 名	住 所
村 田 隆 吉	豊前市大字大河内860番地
吉 田 大 助	〃 大字下河内260番地
奥 正 巳	〃 大字大河内214番地
弓 取 陽 市	〃 〃 51番地
松 中 讓	〃 〃 884番地 1
竹 内 義 弘	〃 〃 1198番地
野 山 弘 明	〃 〃 1215番地

竹内正昭	豊前市大字大河内1639番地2
大野弘	〃 〃 1936番地1
池田敏春	〃 大字天和440番地1

4 就任監事

氏名	住所
吉田正紀	豊前市大字下河内197番地
吉田昌勝	〃 大字天和244番地

福岡県告示第924号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年5月27日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年5月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 A I P

(2) 代表者の氏名

本田 敬吉

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目17番1号 福岡県福岡東総合庁舎4階オフィス11

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高度情報化社会に必要となるスキルを持ち国際的に通用する高度なIT人材を育成するための教育事業を実施することにより、社会におけるITの高度な活用を実現し、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成23年5月27日

福岡県知事 小川 洋

1 契約に係る特定役務の名称

県営住宅管理システム運用業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県建築都市部県営住宅課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成23年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

福岡コンピューターサービス株式会社

(2) 住所

福岡市博多区博多駅前二丁目6番6号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

40,645,500円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)に該当

公告

次のとおり、ふくおか理数教育推進事業「学びの道場サイト」開設事業に係る提案を

募集します。

平成23年5月27日

福岡県知事 小川 洋

1 委託事業概要

(1) 事業名称

ふくおか理数教育推進事業「学びの道場サイト」開設事業

(2) 事業内容

本事業の円滑な実施について、福岡県教育委員会が提示する条件に基づき、福岡県教育委員会と協議しながらインターネットサイト（以下「サイト」という。）の開設からサイトの管理運用に至るまでの一連の業務を処理すること。

2 参加資格

(1) サイトの開設及び管理運用に関する業務について、国又は地方公共団体からの受託実績を有すること。なお、受託実績を証明する書面を提出すること。

(2) 公告日現在において、いかなる地方公共団体からも委託業務等に関して指名停止の措置を受けていないこと。

3 手続等

(1) 事務を担当する部局の名称

福岡県教育庁教育振興部義務教育課指導班

住所 〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3910

(2) 参加申込期限

平成23年6月20日（月）午後5時

(3) 提案に関する説明

福岡県教育委員会義務教育課ホームページに掲載

http://www.pref.fukuoka.lg.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=2132105

(4) 説明会

ア 日時

平成23年6月2日（木）午前10時

イ 場所

福岡県吉塚合同庁舎8階 802会議室

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50

(5) 提案書の提出

ア 提出期限

平成23年6月22日（水）午後5時

イ 提出場所

(1)の部局とする。

ウ 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

エ その他

仕様書及び提案書様式は、(4)の説明会にて配布する。また、同日以降、(1)の部局において請求者に配布する。

(6) その他

提案書提出期限後、日時、場所等を指定して提案内容のプレゼンテーションを受け（提案者多数の場合は、書面審査を通過したものに限り）、提案書と併せ「学びの道場サイト」開設事業委託業者選定委員会で審査し、委託業者を選定する。

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成23年5月27日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

移動書架ほか一式（備03）

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
- エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況
- キ 子育て応援宣言登録
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 役員名簿
- ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ I S O 9000シリーズ及びI S O 14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
- チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

- (2) 申請書（有償）の入手先
- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
- イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
- ウ 電話 092-641-7838
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
- ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）
- (4) 申請書の受付期間
- この公告の日から平成23年6月14日（火）までとする。
- ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 資格審査結果の通知
- 入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間
- 入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成23年9月末日までとする。
- (2) 当該期間の更新手続
- (1)の有効期間の更新を希望する者は、平成23年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年5月27日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

- (1) 調達案件名

移動書架ほか一式（備03）

- (2) 調達物品及び数量
- 入札説明書による。
- (3) 納入期間
- 平成23年9月定例県議会に係る契約の効力の発生の日から平成24年3月23日（金曜日）まで
- (4) 納入場所
- 入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月4日福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、平成23年6月14日（火曜日）午後3時00分までに次の(3)の部局へ提出すること。

- (1) 申請書の入手先
- 政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）
- 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号
- 電話番号 092-641-7838
- (2) 申請書の価格
- 一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料については別途実費を徴収する。）
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- 福岡県総務部総務事務センター調達班
- 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
- 電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成23年7月5日（火曜日）現在において、次の要件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、希望業種及び等級が次に該当する者

大分類	中分類	希望業種名	等級
01	02	事務機器	AA
01	04	教材用品	〃
02	01	スチール家具	〃
02	02	木製家具	〃
02	03	室内装飾	〃

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が、1の(1)及び(2)に示した物品であることの証明として、仕様申立書を平成23年6月14日（火曜日）午後3時00分までに提出し、承認を受けている者。なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに对应しなければならない。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成22年3月18日21総セ第28482号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
 福岡県総務部総務事務センター調達班（行政南棟1階）
 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）
 F A X 番号 092-643-3109

6 仕様等に関する質問の期限

調達物品の仕様に関する質問は、必ず書面（ファックス可）にて平成23年6月3日（金曜日）の午前11時00分までに提出すること。

なお、簡易な質問はこの限りでない。

7 契約の条項を示す場所

5の部局とする。

8 入札説明書の交付

(1) 期間

平成23年5月27日（金曜日）から平成23年6月14日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

9 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札説明会

入札説明会は行わないものとする。

11 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部総務事務センター調達班（行政南棟1階）

(2) 受領期限

ア 郵送する場合 平成23年7月4日（月曜日）午後5時00分

イ 持参する場合 平成23年7月5日（火曜日）午後4時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

12 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁 行政15号会議室（行政南棟 地下1階）

(2) 日時

平成23年7月6日（水曜日）午前11時00分

13 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人のすべての同意が得られれば直ちにその場で行う。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

15 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、13により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がないもの、または、入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金またはこれに代わる担保の納付が見積金額（税込金額）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付のないもの、または日付に記載誤りがある入札

16 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

17 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

18 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Mobile book shelving ,etc

- (2) Delivery period : By March 23, 2012
- (3) Delivery place : Fukuoka Prefecture Municipal Communal Archives (Tentative name), 232 - 12 Kamikoga 1 - chome, Chikushino City, 818 - 0041, Japan
- (4) Time Limit for Tender
4:00 P M on July 5, 2011
- (5) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office, 7 - 7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
Tel 092 - 643 - 3092

収用委員会

福岡県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成23年5月27日

福岡県収用委員会

- 1 起業者の名称
福岡県
- 2 事業の種類
一般国道442号改築工事（八女筑後バイパス・筑後バイパス・大木大川バイパス）
並びにこれに伴う県道、市道及び普通河川付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地 積〔（ ）は公簿地積〕
福岡県八女市納楚字柳	431番1の全部又は一部	431番1畑	211.51（203）平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積29.32平方メートル、使用しようとする土地の面積3.39平方メートル

不明 ただし 431番1の一部、 431番4の一部 又は 431番1の一部 若しくは 431番4の一部	431番1 畑 431番4 畑	不明 ただし、最大5.94平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積3.55平方メートル、使用しようとする土地の面積0.26平方メートル
431番4の全部又は一部	431番4 畑	23.82（31）平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積3.14平方メートル、使用しようとする土地の面積0.29平方メートル

（注） 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

- (1) 福岡県八女市納楚字柳431番1の土地所有者の氏名及び住所
永松繁男（持分2分の1）
福岡県八女市納楚395番地
永松修（持分2分の1）
福岡県八女市納楚395番地
- (2) 福岡県八女市納楚字柳431番4の土地所有者の氏名及び住所
黒岩勝
福岡県八女市平田579番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成23年5月13日

雑 報

福岡県生活衛生営業審議会公告

普通公衆浴場の許可の取扱いに関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、平成23年4月22日か

ら平成23年5月5日までの問意見を募集しました。

その結果、意見の提出はなく、原案どおり平成23年5月13日に答申しましたので、同要綱第8条の規定により公表します。

平成23年5月27日

福岡県生活衛生営業審議会 会長 西 原 宏